

Q1. 1歳6月になる場合、年度中途に育児休暇から部分休業に変更することは可能ですか。

A1. 変更することは可能です。

育児休暇は制度上、1歳6月までしか取れないため、同じような勤務形態を希望される場合は部分休業を申請していただくことになります。なお、この勤務形態とする予定がある場合は、早めに管理職へ相談してください。

Q2. 育児短時間勤務取得中に第2子の出産休暇に入る際の手当の算定の基となる給与は、どの時点のものになるのでしょうか。

A2. 第1子の育休手当金(育児休業給付金)は、第1子の育児休業取得時点、第2子の育児休業手当金は、第2子についての育児休業取得時点の標準報酬月額が基準となります。

標準報酬月額が従前より低く改定されていれば、給付金の額が第1子のときよりも、第2子のときの方が低いこともあります。

この標準報酬月額は、支払基礎日数が17日以上の方が3か月連続すること等があった場合に改定されますが、第2子の産前休暇・産後休暇の取得期間などにより改定の有無が異なります。そのため、育児短時間勤務時の給与又は産前休暇・産後休暇中の給与のどちらが算定の基準になるかは、一概には言えません。

育児休業給付金の詳細をお知りになりたい場合は、公立学校共済組合広島支部(県教委事務局健康福利課)(082-211-3550)にお問合せください。